

令和4年度に係る業務の実績及び第3期中期目標期間における業務の実績に関する評価の方法について

1 評価を行う際の基本的な事項（評価指針抜粋）

（1）基本方針

【中期目標期間評価】

- ① 中期目標期間評価は中期目標期間終了の翌年度に、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 教育研究等の質の向上に関する事項についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③ 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。

【年度評価】

- ① 大学の自己点検・評価に基づきながら、各年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、各年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ② 評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ③ 教育研究等の質の向上に関する事項について、専門的な観点からの評価は行わない。具体的には、「学士、修士及び博士課程の教育内容・方法等」、「研究活動と研究環境」については、客観的な進行状況のみを把握する。

（2）評価の留意事項

- ① 大学運営の自主性・自律性に配慮する。
- ② 評価に関する作業が大学の過重な負担とならないよう配慮するとともに、大学の質的向上に資する評価を行う。
- ③ 評価を通じて大学の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たす。
- ④ 大学の特色ある取り組みや工夫を積極的に評価する。
- ⑤ 大学を取り巻く諸事情の変化も考慮に入れ、中期目標の達成に向け支障が生じている（そのおそれがある）ときは、その理由を明らかにする。

2 コロナ禍における評価について（案）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等が発令されていた令和2・3年度は、大学運営の様々な側面において新型コロナウイルス感染症の影響下にあった。

また、令和4年度についても、依然として新型コロナウイルス感染症による入国制限が続いていたため、留学生の受入れの一部の取組において影響が残っていた。

このようなことから、昨年度等と同様、評価書の「全体評価」において、下記の通り基本的な考え方を記載する。

【中期目標期間の全体評価（案）】

第3期中期目標期間の一部の年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当初予定していた事業の中止・延期・縮小及び感染拡大防止策の徹底等の対応を取らざるを得ない状況にあった。

このため、同期間の評価については、従来の取組を評価するとともに、これら取組が計画上の目標に達していない場合であっても、新型コロナウイルス感染症への対応・対策（代替策を含む）が適正に行われているかについて評価することとする。

【令和4年度の全体評価（案）】

令和4年度については、留学生の受入れの一部の取組において、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた事業の中止等の対応を取らざるを得ない状況にあった。

このため、令和4年度の一部（留学生の受入体制整備：No.46-3）の評価については、従来の取組を評価するとともに、これら取組が計画上の目標に達していない場合であっても、新型コロナウイルス感染症への対応・対策（代替策を含む）が適正に行われているかについて評価することとする。

3 令和5年度業務実績評価に係るスケジュール（予定）

| 開催日時 | 回数 | 審議内容（予定） |
|---------------|-----|-------------------|
| 6月27日（火）9:30 | 第1回 | 実績報告書の説明、評価方法の説明 |
| 7月25日（火）13:30 | 第2回 | 実績報告の質疑応答、評価（案）検討 |
| 8月1日（火）13:30 | 第3回 | 評価（案）の検討及び決定等 |

※その他、書面会議等を開催する場合があります。

4 (参考) 地方独立行政法人法 (抜粋)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第28条から第30条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

(1) **次号及び第3号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績**

(2) 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

(3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後3月以内に、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 **第1項の評価は、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない**。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、**当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない**。

4 **評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない**。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 **評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない**。

6・7 略